

議員全員協議会会議録	
1 開会日	平成27年 6月16日 午後 1時30分 開会 午後 4時11分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席議員	奥津勝子 高橋英俊 二宮加寿子 渡辺順子 坂田よう子 片野哲生 吉川重雄 高橋富美子 竹内恵美子 三澤龍夫 関 威國 鈴木京子 清水弘子
4 説明員	町側出席者 中崎町長 栗原副町長 藤家教育長 仲手川政策総務部長 加藤財政課長 吉川副課長兼管財係長 荒巻参事(危機管理対策担当) 池田危機管理課長 二挺木都市建設部長 笹山建設課長 露木副技幹兼道路整備係長 石渡主任技師 作古都市計画課長 小瀬村副課長兼都市計画係長 福田都市計画係主任主事 佐野町民福祉部長 矢野町民課長 添田町民協働係長 森田参事(地域総合戦略担当) 大槻総務課長 岩本教育部長
5 職務のため出席した職員	局 長 増尾克治 書 記 波多野昭雄
6 協議等の事項	(1) 議会報告会の反省総括について (2) その他
7 その他	一般傍聴 なし

(1) 町長あいさつ

次の6件について、お知らせを受けた。

① 「地域再生事業の担い手」について

担い手が Colorful (カラフル) に決定し、北下町地区に活動拠点である「いろいろ おおいそ」が誕生した。今後、様々な事業が展開される。

◎主な質疑

なし

② 「平成27年度卓話集会の開催」について

テーマは「みんなで話そう! 「将来のまちづくり」」で、6月19日(金)石神台地区からスタートし、9月までに全ての地区で開催する。

◎主な質疑

なし

③ 「ポートハウスてるがさきのオープン」について

6月27日(土)にオープンし、民間事業者により「ラフウォータースイム・イン・大磯照ヶ崎」が開催される。レンタサイクル事業は9月から実施予定である。

◎主な質疑

なし

④ 「大磯海水浴場・照ヶ崎プール・国府小学校プールの開設」について

7月5日(日)午前11時から北浜海岸で、海開き式を開催する。ビーチテニスコートを4面常設するとともに、海開きに併せて町内在住の小学生を対象にビーチテニス教室を開催する。「大磯海水浴場ルール」を策定し、安心して快適な海水浴場を目指す。海水浴場及び国府小学校プールを、7月18日(土)から8月31日(月)までの期間で開設する。

◎主な質疑

なし

⑤ 「国際姉妹都市との交流」について

ラシン市の高校生3名が、7月15日(水)から7月27日(月)までの13日間来訪する。大磯町姉妹都市協会の事業として、デイトン市への高校生派遣が、7月23日(木)から8月6日(木)の期間、2名派遣される。

◎主な質疑  
なし

- ⑥ 「第 27 回なぎさの祭典「夏!!大磯!!祭!!」」について  
7月25日(土)大磯港県営駐車場で「第27回なぎさの祭典」が開催される。今回のアーティストは、オープニングに「蘭華」さん、メインに「岡本真夜」さんを迎え、コンサートを実施する。コンサート終了後に、約1,000発の花火を打ち上げる。荒天の場合は、8月1日(土)に花火大会のみ実施する予定である。

◎主な質疑  
なし

(2) 町報告事項

- ① 平成26年度大磯町土地開発公社決算諸表について  
平成26年度事業報告書・決算書の資料に基づき、説明があった。

◎主な質疑

問：草刈りが今回見当たらないが、どこかでやっているのか。

答：草刈は、町に依頼し町の業務で行っている。残高が26年度当初20数万円と少なかったため、町に依頼した。

- ② 津波避難タワーの整備について

神奈川県から中断していた津波避難タワーの整備について、事業を進めるためスケジュールが示されたので、報告する。

施設の位置づけは、津波から逃げ遅れた人が、緊急的一時的に避難する施設として設置される。設置場所は、資料平面図のとおり、海水浴場内に設置する。施設の概要は、避難対象人数は100人、非難スペースの差は、今回の設計委託の中で最大クラスの津波の浸水深に耐えられるよう見直される予定である。形状向きは、長方形で短い方が海岸線に平行する。

整備内容の見直しは、県により最大クラスの津波による浸水予測の見直しが行われ、2月27日に公表された結果を踏まえ、高さなどの見直しを行い整備が進められる。

今後のスケジュールは、県は6月中旬から9月を目途に実施設計業務を行い、10月に設計を取りまとめ、県や町、みなとまちづくり協議会などの関係者に報告する。9月から平行して積算業務を行い、工事を発注し12月から工事に着手し年度内の完成を目指す。

津波避難タワーのイメージは、平成25年12月16日の議員全員協議会で配布した資料より、高さがちょっと高くなると思われる。

◎主な質疑

問：内閣府、県の最大津波の数字はいくつか。

答：内閣府で想定している津波の高さは、詳しく大磯町の部分は示されなかった。県では内閣府のモデルを使い、新たに津波の高さを再計算した。

2月27日に発表され、二宮町の行政境から大磯港までにかけて、最大で17.1mの津波がくる。大磯港周辺では、9.4m、海水浴場から平塚市の行政境では8.8mくらいの津波がくるという想定である。その数字を踏まえ、今後の設計委託の中で高さが決まってくる。

問：以前の数字と今回の見直しの数字の差が、そのまま上の差に出てるのか。

答：津波の高さから現場の地面高を引くと、5から6mの津波が襲うことになる。それに余裕高を加えたものとなると、6mで想定していた津波避難施設が、3mくらい高くなると考える。

問：浸水深の圧力に対し防潮堤について、県はしっかり考えているのか。100人が避難できるというが、2階建てならもっと助かるなどの想定を県はされるのか。防潮堤にぴったりつけて、釣り人が逃げられるようにしたらどうか。

答：防潮堤が耐えられるかどうか、県に伝える。避難施設を何層かにしてもらえないかや、港で釣りをしている人がアプローチできる階段の設置等、検討してもらおうよう県に伝える。

③ 幹線27号線及びいくさわ西の池跡公園整備工事について

工事期間は、道路整備工事が3件、公園工事が1件である。橋りょう拡幅工事は契約者株式会社湘南推進工業で、変更工事期間は10月30日である。道路整備工事は契約者有限会社中越工務店で、変更工事期間は平成28年2月29日である。信号機の設置撤去工事は契約者有限会社松田電気工事で、変更工事期間は平成28年2月29日である。いくさわ西の池公園整備事業の契約業者は未定で、11月ころ入札を考えている。完成は平成28年3月25日を予定している。

工事期間変更等の理由は、4月5日に生沢地区を対象に工事説明会を開催し、工事中の迂回路等ご意見をいただき、見直す必要が生じて、その調整に約3ヵ月を要した。工事着工が遅れたこと、見直しによる作業ヤードのスペースが縮小したことにより、工事完成見込みが約8ヶ月要することになった。いくさわ西の池跡公園整備工事は、平成27年度中に竣工する予定で工程調整を行った。生沢地区の工事説明会でいただいた意見は、歩行者迂回路の見直し、工事完成後の交差点部分の信号待ちの安全対策である。

歩行者の迂回路の見直しは、一部民地を使い図面赤色の部分に迂回路を変更した。交差点については、当初警察との協議の中で、ラバーポー

ルを考えていたが、ここの交通量や通行状況を考え大磯警察署と再協議し、硬性のガードパイプに見直しをした。その結果、横断歩道の位置も変更した。6月21日の日曜日生沢会館で説明会を開催し、工事中の迂回路・工程等を説明し、十分周知し安全の徹底を図りながら、工事を進めていく。

◎主な質疑

問：変更工事期間が10月30日ということは、新しい拡幅工事が終わっているのか。信号機設置撤去工事が平成29年2月29日になっているが、これはどういう意味か。

答：橋の両側に拡幅するボックスカルバートを設置し、交差点部分の拡幅は、10月30日までに終わる。道路の整備工事が、来年2月29日までの工期を考えている。信号機の設置は、仮設の信号機設置まで完了しており、仮設道路に1度信号機を切り替えして、全部の工事が終わってから新しく出来た交差点の信号機に切り替えをする工程である。

問：27号線の工事は、来年3月にならないと全面的に使えないのか。

答：そのように考えている。

問：仮設道路はいつからになるのか。

答：7月6日に、信号機の切り替え工事を予定している。

問：迂回路は、通学路にもなるのか。

答：通学路も併せて歩行者の迂回路になる。

問：歩行者通路と仮設道路が接するところの安全確保はどうか。

答：接するところには仮設のガードレールを設置する。仮設道路を横断するところは、歩行者用の仮設の信号機を設置する。

問：安全に通行できると考えていいのか。

答：そのように考えている。

④ 大磯駅前自転車等駐車場建設工事について

工事完成期限を、8月31日から11月10日に変更する。6月10日に工事請負業者の株式会社エス・ケイ・ディから工事延長願いが提出され、工事監理の株式会社相和技術研究所から見解が出された。工事完成期限変更の理由は2点あり、1点目地質状態によるもので、岩盤の硬さによる作業機械の変更、地下水量が多く水中ポンプの設置・排水作業・移動の作業の増、処分する土の水分量で、石灰を混ぜる改良作業の増である。

2点目作業時間帯について、学校関係者等との協議、立地条件の要因により、作業時間の見直しを行った。

工事完成期限変更に伴う駐車場の利用スケジュールは、早速、近隣と学校関係機関へ工事延期及び利用開始日の説明を行う。広報9月号で新駐車場の利用者募集を行い、11月10日工事完成後は、新駐車場常時利用者の

受付を開始する。12月1日に新駐車場利用を開始し、東駐車場及び仮駐車場の閉鎖をする。

工事監理委託の完了期限は、11月30日までとする。

◎主な質疑

問：工期の変更による契約金額の変更はないか。工事がぎりぎりまでできて、11月利用開始でなく、12月開始の方がいいのではないか。

答：契約の変更は考えていない。スケジュール表に記載の、12月1日の利用開始を考えている。

問：先ほどの説明で、契約時に想定できなかったことについては、それなりに金額の変更が必要ではないか。下水道工事と整合性を持たせるのではないか。

答：請負業者が、請け負った総額の中で対応していくので、変更はない。

問：通学路でもあり、大磯小学校のグラウンドの改修工事もあるので、学校関係者との協議のときに、よく説明をしていただきたいがどうか。

答：その辺を踏まえ説明をしていく。

問：地質調査をしてなく、判断ができなかったのか。

答：基本設計時にはボーリングデータがあった。実施設計の中で追加でボーリングし、設計書を作り発注した。それよりも水量が多かったり、杭と杭との間の状況が想定より深かったり浅かったりした。

問：調査でそこを詳しく把握できていないことでないのか。

答：ボーリングのデータは、ある程度想定線を引くもので、設計するために全部掘って設計できないので、部分的に掘り設計をする。

問：契約が遅れた場合、ペナルティーはないのか。

答：施工業者そのものの理由で罰則に値するものである場合には、当然そういう手続きになる。

⑤ 大磯町空き家等地域相談窓口の設置について

空き家に関する地域相談窓口設置の背景は、県を通じ国の空き家管理等基盤強化推進事業で県内のモデル地区の指定を受け、平成25年度に北本町、北下町、南本町、南下町、茶屋町の5地区の空き家実態調査を行った。

調査結果として、全867戸中空き家が57戸という状況であった。現在、空き家の所有者の特定作業を進めている。5月26日に空き家等対策推進に関する特別措置法が施行され、国が定める基本的な指針で、市町村の役割が示されている。県では平成26年3月に空き家相談窓口の広域版を設置している。大磯町でも、空き家の適正管理や活用に向けた第一歩となる取り組みの、地域版相談窓口を設置する。

窓口の概要は、県の空き家相談員対応マニュアルの整備を経て、6月1日より相談業務を始めている。窓口は、都市計画課内に設置し、空き家所有者から一時相談を通常業務の中で職員が対応している。

相談内容により、庁内関係部局との連絡調整を図るとともに、より専門的な相談は、県の広域相談窓口や宅建業界、司法書士会などとの連携や地域再生事業を受託したカラフルとの連携も図っていく。

開設のお知らせは、ホームページや広報で周知するとともに、公共施設にチラシを配置する。想定される相談内容は、空き家の固定資産税、耐震診断・耐震改修の補助、倒壊のおそれがある特定空き家、空き家の賃貸・売却・活用、空き家の解体・改修、空き家の適正管理に関することを想定している。

### ◎主な質疑

問：窓口の開設は、都市計画課が引き受けるが、人員はどうなるのか。町内全体の相談を受けるのか。

答：都市計画課員全員が、マニュアルを整備しているのでそれで研修し、全てよろず相談窓口として受ける。もう少し具体的な説明をした方がいい場合、二次相談窓口として、宅建業界や行政書士会と連携を図っていく。地域再生事業のカラフルとも、今後協定の締結を検討する。

問：空き家の苦情に対して、今の人員で大丈夫か。相談する人は、千差万別でなかなか大変だと思うがどうか。

答：今現在、町民課と美化センターをはじめ空き家の苦情は都市計画課を含め受けている。昨年3月から神奈川県で窓口を開設しているが、年間18件程度あり、内容は利活用より苦情が多かった。対応についての研修を行い、対応していく。

問：大磯町にとって空き家対策は、重要な問題である。実際に活用するに当たって、固定資産税の軽減措置など、町の姿勢として条例や規則を整備する準備はどうか。

答：法律で計画を策定することになっているが、今回モデル地区として下町5地区の事前調査は済んでいるので、どういった問題があるか把握する作業から入っていく。それを踏まえて町としての利活用の計画を考えていく。

問：空き家実態調査は、補助金があったのか。窓口は都市計画課の職員で対応できるのか。相談内容で法的な問題があり、裁判になる可能性もあると思うが、きちんと対応できるのか。

答：神奈川県が国の補助金を活用し、モデル地区に指定され実態調査を行った。空き家の相談は様々な内容で多岐に渡るので、庁内部局との連絡調整、司法書士会、宅建業界、建設業と連携を図りながら対応していく。法的問題もかなり絡んでくるので、慎重に対応していく必要がある。

問：空き家対策室のような形で、職員配置要求されるのではないか。

答：窓口は今回住宅部門がなっているが、専門の職員を充てるのは大磯町

では難しいので、横の連携でやっていく。

問：空き家率、空き家の数はいくらか。地域再生の子店等の利活用で、用途地域は用途地域で守るのか。空き家で一番問題があるのは、やはり放置されて草が生い茂っていることで、町民の協力を得ながら、いい流れを作っていただきたい。

答：直近の空き家率は、平成 25 年の住宅土地統計調査で、13.0 パーセントである。神奈川県モデル地区 5 地区では、6.5 パーセントで、これは空き家と思われるものも含まれる。用途地域に応じた建築が求められる。空き家の苦情は、一義的には所有者の管理責任であり、町は調整を図っていく。

問：隣が空き家でとても困っている時に、都市計画課に相談して、その対応を所有者に伝えるが、その先に入っていけるのか。

答：町から所有者に伝え、所有者も都合があり対応できない時に、別に相談窓口があることを紹介することを含めて、相談できるようになった。

問：町が入れない時に、管理事業として活用する程度しか進めていかれないのか。

答：空き家の所有者の考えによる。情報提供や情報交換をして所有者の判断材料にさせていただくような関わり方になる。

問：近隣の人の迷惑に対して、それ以上は出来ないのか。

答：法律のとおり、空き家等は所有者に一義的な管理責任がある。町が個人の財産に手を入れることは難しく、基本的にはすぐには町としてできない。

問：入居の時に、しっかりと危機管理をもってほしいがどうか。

答：空き家の利活用に関する仲介業務を町はするのでなく、不動産業に回っていく。

#### ⑥ 第 7 回線引き見直しに係る都市計画の変更について

線引きの見直しは、概ね 10 年後の将来人口予測のもと、神奈川県が県下一斉に行う。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、都市計画の根幹をなす。県が見直しの指針となる基本的基準を策定し、各市町はその指針に基づき都市計画の素案を作成する。県が定めた基本的基準により、人口集中地区、DID 地区による市街化への編入が 1 ヶ所、その他界線根拠の明確化等による事務的な変更が 9 ヶ所で、面積の合計が 0.66 ヘクタール増加になるが、端数処理により市街化区域の面積は 548 ヘクタールと変わらない。今後のスケジュールは、見直し作業を進めていて、県町のヒアリングを行い、県が内部調整を行っている。町から県に都市計画素案の申し出を行い、県は素案の閲覧及び公聴会を開催する。その後、国との事前協議を行い、法定縦覧及び市町へ意見照会を行う。町は都市計画審議会を開催し、関連する町決定案件を審議し、照会に対する意見の回答を行う。県都市計画審議会を



開催後、平成 28 年 12 月ころ県案件の告示及び町案件の告示を行う。

◎主な質疑

問：A 3 の地図で 110、108 の番号の地権者数は何人か。

答：手持ち資料がないので分からない。

問：110 は東海大のところで、線引きが見直されると再整備がやりやすくなるのか。都市計画の開発関係で、普通の施設に比べてやりやすいとの認識はどうか。たかとりは市街化調整区域の中に建てたから、開発許可が必要であったが。

答：都市計画法により、学校、病院は許可を得た上であれば、市街化調整区域でも建築可能である。今回 110 番は、東海大学大磯病院の敷地が市街化区域に一部編入されるが、建物の真ん中で調整区域と市街化区域がある。県の基準では、DID 地区に含まれて既に建物があれば、市街化に編入していい基準があり編入した。東海大学大磯病院には、編入の意向確認をしている。

問：スケジュールで、法定縦覧とか一般町民が疑問を呈する期間は過ぎているのか。今法定縦覧市町意見照会になっているが。

答：110 番は地権者が 1 名である。108 番は界線根拠の明確化で、境界が新たに確定したなど事務的な見直しを行っている。町民の方が意見を述べる機会は、今後説明会あるいは公聴会を開催し、町民の意見を聞く機会がある。

⑦その他

政策総務部長より、7 月 1 日から大磯駅の運営体制が変更になると説明があった。

J R 東日本から、現在直営でやっているが、駅の人員配置全てが J R 100 パーセント子会社の株式会社 J R 東日本ステーションサービスに委託される。今いる方が J R 本社から出向し、人が代わることはない。町との係わりでは、平塚駅長が大磯駅長になるので、政策的部分は平塚駅長が窓口になる。

(3) 各委員会等の行事報告・予定について

「各委員会等の行事報告・行事予定」の配布により説明は省略。

(4) 報告事項

①委員長等からの報告

○議会運営委員会の概要・・・吉川委員長  
6/16 (6 月定例会反省)

○議会だより編集委員会・・・高橋副委員長  
5/19 (前号反省・次号編集日程及び紙面構成検討)

- ②監査委員からの報告・・・竹内監査委員
- ③農業委員からの報告・・・坂田委員
- ④ 5/22 県町村議会議長会 委員長・副委員長研修会・・・吉川委員長  
(研修内容：「地方創生と地方議会の役割」毎日新聞社論説委員)
- ⑤ 5/28 全国町村議会議長会 都道府県会長会等・・・奥津議長
- ⑥ 6/1 県町村議会議長会 6月役員会・第1回臨時会  
平成27年第1回神奈川県町村情報システム共同事業組合議会  
臨時会・・・奥津議長
- ⑦ その他  
なし

(5) 協議事項

- ①議会報告会の反省総括について  
平成27年度第1回議会報告会の意見・提言・要望等の資料に基づき、  
「議会の報告により完結したもの」、「町長に対して意見等の申し送り  
をするもの」、「議会の委員会等で調査・研究していくもの」に分類を  
行った。
- ②その他  
なし

(6) 事務局からの報告

早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2014 ランキング」の資料を配布した。

(7) その他

- ・次回の議員全員協議会は、7月15日(水)午後1時30分からの予定。